

最高裁判所判事 龜山継夫

昭和九年二月二六日生

最高裁判所判事 大出峻郎

昭和七年九月一日生

最高裁判所判事 町田顯

昭和一一年一〇月一六日生

最高裁判所判事 金谷利廣

昭和一〇年五月一七日生

最高裁判所判事 奥田昌道

昭和七年九月二八日生

略歴
昭和三〇年一〇月 司法試験第二次試験合格
三一年三月 東京大學法学部卒業
同年四月 司法修習生
三三年四月 横浜地方裁判所判事補
三五年八月 法務大臣官房司法法調査部付検事、以後、法務省刑事局、東京地方検察庁、法務大臣官房、東京高等検察庁に勤務
五九年一月 最高検察院総務部長
六年九月 札幌地方検察院検事正
六三年四月 前橋地方検察院検事正
八年九月 最高検察院総務部長
九年二月 法務総合研究所長
同年三月 弁護士名簿登録（第一東京弁護士会）
同年四月 東海大学法学部教授
一〇年一二月 最高裁判所判事

略歴
昭和三年三月 東京大學法学部卒業
同一年四月 京都府事務吏員
三七年一月 自治事務官
三八年七月 青森市総務部長
四〇年八月 農林事務官
四二年八月 自治事務官
四五年一二月 福岡県総務部財政課長
四八年一一月 内閣法制局参事官
五五年七月 内閣法制局総務主幹
五八年七月 内閣法制局第三部長、第四部長、第一部長
五九年七月 東京地方裁判所判事（同年七月部総括）
高裁判所事務総局経理局に勤務
三六年四月 判事補任官、以後、東京地方裁判所、最高裁判所事務局民事局、札幌高等裁判所、最高裁判所事務総局経理局に勤務
四〇年七月 内閣法制局参事官
五八年六月 東京地方裁判所判事（同年七月部総括）
高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長
五九年七月 東京地方裁判所判事（同年七月部総括）
高裁判所事務総局経理局長
六一年九月 同事務総局経理局長
平成三年七月 甲府地方・家庭裁判所長
五年三月 千葉地方裁判所長
六年四月 東京高等裁判所判事（部総括）
一〇年九月 福岡高等裁判所長官
一二年三月 東京高等裁判所長官
一二年三月 最高裁判所判事

略歴
昭和三三年四月 司法修習生
三五年四月 判事補任官、以後、東京地裁、最高裁判所事務局、札幌地裁・家裁小樽支部・小樽簡裁、東京地裁に順次勤務
四年四月 判事任官、以後、東京地裁、最高裁判所事務局、札幌地裁・家裁小樽支部・小樽簡裁、東京地裁に順次勤務
四年二月 内閣法制局長官
八年一月 退官
九年九月 最高裁判所判事

略歴
昭和三四年四月 司法修習生
三五年四月 判事補任官、以後、東京地裁、最高裁判所事務局、札幌地裁・家裁小樽支部・小樽簡裁、東京地裁に順次勤務
四年四月 判事任官、以後、東京地裁、最高裁判所事務局、札幌地裁・家裁小樽支部・小樽簡裁、東京地裁に順次勤務
四年三月 京都大学を定年により退職
五年四月 京都大学法学部長（六〇年三月まで）
五八年四月 京都大学名譽教授
五九年三月 鈴鹿国際大学国際関係学部教授
六一年四月 同法学部助教授
平成四年四月 同法学部教授

略歴
昭和二九年一〇月 司法試験第二次試験合格
三〇年三月 京都大学法学部卒業
同年四月 京都大学法学部助手
三一年四月 同法学部助教授
四年四月 同法学部教授

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成一一年三月二十四日 大法廷判決
一 檢察官等が被疑者と弁護人との接見についてその日時、場所等を指定することができるとする刑訴法三九条三項本条の規定は、憲法に違反しない（全員一致）。
文の規定は、憲法三四条前段等に違反しない（全員一致）。
二 平成一一年一月二〇日 大法廷判決
二 平成八年施行の衆議院議員総選挙における小選挙区の区割りを定める公職選挙法の規定は、憲法に違反するものでない。また、右選挙に適用された同法の重複立候補制、比例代表制、選舉運動に関する規定等は、憲法に違反するものとはいえない（多数意見）。
三 平成一一年一月二十四日 大法廷判決
三 抵当権者は、抵当不動産の不法占有者に対し、所有者に代わって目的的不動産の明渡しを請求することができる（全員一致）。
四 平成一一年一月二九日 第二小法廷判決
四 銀行の貸金庫を利用する者の債権者は、貸金庫の内容物について強制執行をすることができる（全員一致）。
五 平成二年三月二十四日 第二小法廷判決
五 長時間の残業を恒常にに行っていた労働者がうつ病にかかり、自殺した場合において、労働状況や健康状態を認識しながら、負担軽減等の適切な措置を探らなかつた使用者は、民法七十五条规定に基づき、損害賠償責任を負う（全員一致）。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二〇年九月二日 大法廷判決
一 平成六年法律第四七号による参議院議員定数分配規定の改正の結果なお残ることとなつた選挙区間の議員一人当たりの人口の較差が示す投票価値の不平等は、到底看過することができないと認められる程度に達しているとはいえない。本件定数分配規定は、平成七年七月三日施行の参議院議員選挙において、憲法に違反するに至つていたものとすることはできない（多数意見）。
二 平成一一年一月二一日 第一小法廷判決
二 水道事業者である町が、急激な水道水の需要の増加を抑制するためのやむを得ない措置として、マンション分譲業者との給水契約の締結を拒むことは、水道法一五条一項にいう「正当の理由」があるものというべきである（全員一致）。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二〇年九月二日 大法廷判決
一 最高裁判所判事に就任してまだ日が浅いので、特に記すべきものはない。
二 平成一一年九月二日 大法廷判決
二 最高裁判所判事は、裁判所に提起された事件について最終的な判断をするところであり、最高裁判所判事の職責は極めて重要なことを常に自覚し、任官以来、先輩・同僚をはじめ、事件関係者等から与えていたいた知識と経験を生かして、事件に取り組んでいきたい。近時、透明なルールによる判断を求め、国民の司法に対する要望、要請が大きくなつてきているが、これに対し正面から全力を擧げてこなしていきたい。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成一一年一月一〇日 大法廷判決
一 平成七年七月施行參議院議員選挙当時の公職選挙法の選挙区選出議員定数分配規定（平成六年の改正によるもの）は、憲法一四条一項に違反していたとはいえないとした（多数意見）。
二 平成一一年九月二日 大法廷判決
二 平成八年一〇月施行參議院議員選挙当時の公職選挙法の選挙区選出議員定数分配規定（平成六年の改正によるもの）は、憲法一四条一項に違反していたとはいえないとした（多数意見）。
三 平成一一年一月一〇日 大法廷判決
三 第三者が抵当不動産を不法占有することにより、競売手続の進行が害され適正な価額よりも売却価額が下落するおそれがあるなど抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となる状態があるときは、抵当権者は、所有者の不法占有者に対する妨害排除請求権を代わって行使し、不法占有者に對し直接自分に建物を明渡すよう求めることができるとした（平成三年の最高裁判例を変更。全員一致）。

四 平成一一年一月二十四日 大法廷判決
四 特許許諾の特許無効審決が確定する以前であつても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由の存在することが明らかであると認められるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情のない限り、権利の濫用に当たり許されないと判断してよいとした（半導体集積回路の特許についての訴訟。大審院判例を変更。全員一致）。

信条
決着のつかない問題に最終的な判断を下すという最高裁判所の職責の重さを常に念頭に置きつつ、一つ一つの事件について、的確な判断に到達することに全力を尽くし、過ちのないことを祈りたい。

信条
最高裁判所裁判官の職責の重大性をよく自覚して、常に公正妥当な裁判を実現するために力を尽くしたいと考えている。

信条
幅広く多様な法律問題を扱う最高裁判事の仕事は、私にとって荷が重いが、やりがいと思案する喜びも感じている。自分の頭でしつかり考え、公正妥当な裁判を遅滞なくできるよう精一杯努力を続けたい。

信条
職責の重大さを常に自覚し、誠心誠意、公正中立な立場で適正妥当な裁判を行なうように努め、負託された使命を果たすことができるよう全力を尽くしたい。

